

郵便ポスト利用者の安全・利便のために

郵便ポスト利用者の安全及び利便確保に関する 行政評価・監視結果

〈行政評価・監視結果に基づいて改善通知〉

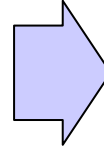
「行政評価・監視」は、[中国四国管区行政評価局](#)が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、郵便ポスト利用者から、①投函するために利用者が車道に出なければならない、②取集時刻の表示が消えかけていて読みにくいなどの行政相談が寄せられたことを踏まえ、安全な郵便ポストやわかりやすい時刻表示が望まれていることから、広島県内における郵便ポストの設置状況等の調査を行ったものです。

その調査結果に基づき、平成17年11月30日、日本郵政公社中国支社に対して改善意見を通知しました。

背景

- 広島県内に5,057本の郵便ポスト（平成17年3月末現在 以下「ポスト」という。）
設置場所は、利用者の利便確保のために歩道や店先など利用者の目につきやすい場所
ポストには、収集時刻、受け持ち郵便局名などを表示
- 投函するために車道に出なければならない、収集時刻の表示が消えかけていて読みにくいといった行政相談



行政評価・監視の実施

- この行政評価・監視は、利用者の安全及び利便の確保を図ることを目的として、広島市内を中心に550本について、設置状況及び収集時刻の表示状況等を調査
調査期間は平成17年10月から11月
- 中国四国管区行政評価局では、平成17年11月30日、日本郵政公社中国支社に結果を通知

調査結果

調査したポストの数等

（単位：本、％）

調査した ポスト数	内 訳		広島県内の ポスト数 (平成17年 3月末)
	不適切な点 あり	不適切な点 なし	
550(100)	286(52.0)	264(48.0)	5,057

不適切の内訳

（単位：本）

合 計	不適切の内訳		
	設 置	表 示	バリア フリー化
286	40	261	6

（注）設置と表示の両方に該当するポストが17本、表示とバリアフリー化の両方に該当するポストが4本あるため、「合計」と「不適切の内訳」の合計は一致しない。

通知事項① ポストの設置の適切化

制度

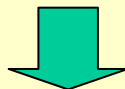
- 日本郵政公社業務方法書（第12条第1項(2)）
 - ・ポストを公道上、公道に面した場所その他の常時利用できる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。
- 通達：郵便差出箱の設置等について（項目3(3)）
 - ・道路事情及び交通規則上支障のない箇所とし、駐停車禁止場所には設置しないこと 等

調査結果事例

- 交差点内の設置など場所が適切でないもの **22本**（事例1～2参照）
- 車道に出て投函するなど設置場所、設置方向が適切でないもの **9本**（事例3～6参照）
- 路側帯に設置され、通行の障害となっているもの **6本**（事例7参照）
- 私有地の道路際にあり、交差点内などに出て投函するもの **3本**（事例8参照）

日本郵政公社 中国支社の状況

- ポストの新設又は移転を行う場合に設置場所が交差点内等駐停車禁止場所であるか否かの確認が十分行われていない外、日常及び定期のいずれの点検においても、設置場所に係る項目が明記されておらず、点検も十分行われていない。



通知事項

日本郵政公社中国支社は、ポスト利用者の安全を確保する観点から、次の措置を講ずること。

- ① 管内郵便局に対し、ポストの設置場所の総点検を実施するとともに、設置場所等が不適切なものについて移転等の改善措置を早急に進めるよう指導すること。
- ② ポストの新設又は移転を行う場合に設置場所等が適切か否かの確認を徹底すること。
- ③ ポスト点検時の点検項目に設置場所に係る項目を明記すること。

通知事項② 収集時刻等の表示の適正化

制度

- 日本郵政公社業務方法書（第10条 抜粋）
 - ・「郵便」の文字又はポストであることを示す表示
 - ・収集めを受け持つ郵便局名及び収集時刻の表示
- 通達：郵便差出箱の設置等について（項目8及び9抜粋）
 - ・郵便局名、ポスト所在地の住所及び郵便番号を表示すること。
 - ・収集時刻、郵便局名及び郵便番号の点字表示 等
- 通達：郵便差出箱及び郵便切手・はがき販売機への点字表示について
 - ・収集時刻の点字表示

調査結果事例

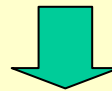
調査対象
ポスト数
550本

- 郵便局名の表示や収集時刻の全て又は一部の表示がない
あるいは読みにくいもの 延べ94本
- 土曜日の収集時刻がわかりにくいもの 延べ11本
- 収集時刻の表示が2種類あるため、わかりにくいもの 延べ29本
- ポスト所在地、連絡先電話番号などが無い又は読みにくいもの 延べ283本
- 収集時刻の点字が無い又はすり減って読みにくいもの 延べ144本

主な例：事例9及び10参照

日本郵政公社 中国支社の状況

- 日常及び定期点検の際の表示事項の点検が十分に行われていない。



通知事項

日本郵政公社中国支社は、ポスト利用者に対するサービスの向上を図る観点から、管内郵便局に対し、ポストの表示に係る総点検を実施するとともに、業務方法書等に適合していない表示について改善措置を講ずるよう指導すること。

通知事項③ ポスト利用者のためのバリアフリー化

制 度

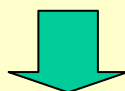
- 通達：郵便差出箱の設置等について（項目5抜粋）
 - ・ 設置位置等は、身体障害者（車イス利用者）の利用に支障がないよう配慮すること。
 - ・ ポスト上端までの高さは、ポストの規格に応じて133.4～137.6センチメートルとすること。
- 郵便局舎設計基準（項目3.1.1抜粋）
 - ・ 道路等からお客様用出入口までのアプローチには、原則として段差を設けない。
ただし、敷地条件等によりやむを得ない場合には、安全性の確保及び車いす使用者等の利用に配慮して、1/12以下のこう配としたスロープを設ける。

調査結果事例

- ポストの差入口の歩道面からの高さが基準を超えているもの . . . **2本**（事例11参照）
- 道路と郵便局敷地の間に段差（5～7センチメートル）があるものやスロープが基準を超えて急になっているもの（勾配1/3） . . . **3本**（事例12参照）

日本郵政公社 中国支社の状況

- ポスト利用者のためのバリアフリー化の観点からの点検が十分でない。



通 知 事 項

日本郵政公社中国支社は、ポスト利用者のためのバリアフリー化を推進する観点から、管内郵便局に対し、ポストの高さ、利用位置までの段差、周囲の障害物についての点検を行い、不適切なものについて改善措置を講ずるよう指導すること。